

第 11 回 山形県景観審議会 議事録

- 1 日 時 平成 24 年 3 月 2 日 (金) 14 時 00 分から 15 時 50 分
- 2 場 所 山形県自治会館 401 会議室
- 3 出席委員 齋藤会長、山畑会長代理、相羽委員、石川委員、岩鼻委員、小山委員、
手塚委員、日原委員、渡辺委員 9 名
欠席委員 伊藤委員、高澤委員、沼田委員、堀委員、宮原委員 5 名

4 審 議

(齋藤会長)

それでは、審議に入りたいと思いますが、審議事項としては諮問事項が 2 件と報告事項が 2 件になっています。

(議事録署名委員に、岩鼻委員と渡辺委員を指名)

はじめに「山形県景観条例に基づく『眺望景観資産の指定』について」です。この案件は「地域からの提案」による初めての案件として、前回の審議会で「指定に関する意見」をいただいております。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「山形県景観条例第 26 条に基づく眺望景観資産の指定について」を説明 (略)

(齋藤会長)

はい。それではこの件につきましては審査部会で現地調査をしていただいておりますが、審査部会から何か補足がありましたら。

(山畑部会長)

前日もご報告しましたとおり、部会のメンバーで現地を確認しております。今、ご説明がありましたように、視点場、視点の周辺も非常に良く整備されていて、その場所の維持に関しても問題がないことと、そこから眺められる近景、中景、遠景の眺めが一望できるという素晴らしい場所であることを確認しております。

(齋藤会長)

それではこの案件につきましてご質問をお願いします。前回の審議会で、基本的には、県民から提案の場合は、あまりうるさい事は言わずに指定したらどうかというご意見がありました。大事なことは地域の活動の継続性であって、指定されてそのまま放置されているようなのはまずいですが、これについても今の説明を聞いたかぎりには安心なのかなと思いますが、何かご意見ございますか。

主たる対象物が「市街地」となっていますけれども、私が今日の午前中に現場を拝見しまして、その時は霧で市街地は見えなかったんですけど、むしろ蔵王連峰だとか富神山が印象深く見えた。お聞きしたところによると、富神山は民地ということで、山の上にもしかしたら将来、何か建つかも知れないと。眺望景観上、富神山も重要な役割を果たしているの、こういった山も主たる対象物にしたかどうかと思ったのですが、その辺りについてどうでしょうか。

(山畑部会長)

今のお話ですと、例えば富神山の上に携帯電話のアンテナが建ってしまうような場合、主たる対象物に富神山が入っていないと、眺望景観資産としての規制は難しいということでしょうか。

(齋藤会長)

眺望景観資産としての規制は無いわけですが、富神山が主たる対象物になっています、ということによって、地主さんは考慮をしてくれるのではないかとということです。

(山畑部会長)

確かに富神山も景観上、非常に大きい要素だと思います。その山が変わるような事があれば、全体の眺めの印象も大分変わってしまうと思います。

(相羽委員)

これは住民の方からの提案であって、その提案書の中で、主たる対象物ということでどこを意識しているのかという事が書かれている中に、その富神山の事がもしあるとすれば、検討すべきだと思います。要するに、この提案書を読み込んで、我々のこの審議会で、さらに住民側へ提案して、富神山を主たる対象物に盛り込んだ方がいいのか。あるいは住民の自主的な考え方を優先して、主たる対象物はここだよと決めてしまった方がいいのか。提案書にその辺りのことがどう書いてあるのかが大事なような気がします。

(日原委員)

私どもは審査部会で実際にそこを見学しておりまして、その時に議論になったと思うのですが、例えば西蔵王から対象の市街地を見る時とどう違うかという「違い」の話をしました。その時に、こちらのふれあい展望台の方は、すぐ真下に双葉地区という村落がありまして、それと富神山を取り込んで、連続性があるゆえに、つまり平地にかけての連続性が非常に面白いという話をしたんですね。ですから、主たる対象物を「市街地」に限定しなくてもいいのではないかと、全部取り込んだものでいいのではないかと思ったんですね。ここには市街地も、村落も入っているということで、それらも全部、主たる対象物に入れて面白い眺望という事にしてもよろしいのではないかと思います。

(齋藤会長)

それは対象物に山も含めてということですか。

(日原委員)

はい。

(石川委員)

この場所はですね、富神山だけではなくて市街地も含めた良好な眺めである訳ですけれども、実はこの提案されたグループ、今日関係者が傍聴席にいらっやっていますが、かつて地域の中に電力会社の送電線が建てられるときに、地域の景観を阻害するという事で反対運動をして、送電ルートを変更させたという実績がある地域ですので、きちんと眺望景観資産として指定されて、住民が皆そういう意識を持てば、大事な物なんだという形が受け継がれるわけで、民間の方もむやみに変な事は出来ないという、そういう地域社会になっているかと思うんですね。ですから主たる対象物の指定の仕方、あまり違いはないのではないかなと思います。住民の人たちに意識が伝わっていれば、PRや通知がしっかりされれば、心配はないのかなと私は思います。

(手塚委員)

事務局への質問になると思うのですが、住民からの提案は、基本的に全て認めて指定をする、という一方で、指定方針への該当をチェックしているような感じになっているんですけれども、この辺の捕まえ方と言いますか、最低限のところは指定方針に該当していれば、基本的には全て認めるんだという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

ただいまの手塚委員からの質問につきましては、今お話があった通りの考え方でございます。

(齋藤会長)

主たる対象物を「山形市街地」に限定したのは、何か事情があるのでしょうか。

(事務局)

この場所に行くとはですね、市街地の眺めがスーッと目に飛び込んでくる。夜に行っても市街地の眺

めがスーッと目に入ってくる。そういう意味で「山形市街地」としたのだと思いますが、主たる対象物は市街地ひとつだけじゃなくて、複数でも良いかと思います。主たる対象物を決めたからそれだけが良いという訳ではなくて、対象場、手前の風景も含めて良いものなので眺望景観資産に指定したいということです。

(齋藤会長)

先ほど、相羽委員から提案書の内容が大事だとのことでしたので、提案書をよく見てみますと、ひとつは夜景を眺められる場所という事で「山形市街の夜景」を挙げています。それ以外に「このすばらしい風景は」とも書かれてあって、この「すばらしい風景」が指すものというのは多分、日原委員がおっしゃるように、全体の眺めだと思いますので、この辺りをどのように考えて、どのような指定にしておけば、後々、皆が活用しやすいのかということだと思います。

提案グループの関係者の方がいらっしゃるということですが、その方から参考までにご意見をいただくというのはどうですか。

(事務局)

問題はないと思います。お話できますか？参考までにご意見をいただけたらと思います。その場所を整備するに至った時の思いといいますか、その辺のことをお話していただけたらと思います。

(吉田氏)

私は、地域づくりグループ山形西部実行委員会の吉田と申します。自分達が作らせてもらった2箇所、「ふれあい展望台」と「初恋の丘」がありますけども、ここは地元の人が気が付かなかった所なんです。双葉地区の人にもそこに気が付かなかった。「初恋の丘」も滝平地区の人は気が付かなかった。作谷沢から山形に行く途中で「ここなら良いよな」という事で、自分達からの提案でその人と一緒になって景観づくりをやったというのが、自分達の場所だったんですね。それで「ふれあい展望台」については、当初、双葉地区の人は「そんな所いいのかよ」と言っていましたけれども、人には添ってみる、騙されてみると言うのがありまして、みんなでその場所の木を伐採しました。ちょうどその場所というのが、双葉地区の人が天童の人に土地を売却していた所なので、それで売却するについて、景観で何かするとき手伝ってくれるかということを書いて売却していたというのが、そもそもここに至った大きな要因ですけども。

私は風景が出来ていくというのは、そこに住む人の人間関係が大きな要因だと思っています。それで自分達は別の価値観を持って、その風景として作っていくのだというのがありまして、この「ふれあい展望台」については、作ってみて後から分かったことだったんですが、山形市街地はもとより、足元の、上平地区ってあるんですね。そこが烏兎沼(うとぬま)宏之先生が言う所の「街の灯は 明るくて 哀しい 山の灯は 哀しくて 明るい」という言葉があるんですけども、私はその風景を見たときに、その言葉が凄く膨らんできたというのを今でも憶えています。

そういう事で、私は風景が出来るといのは、皆さん協力して出来たわけですから、土地は貸さないとか、手伝わないとか言うと、私は風景は出来てこないと思います。という事で、自分達の景観づくりは、そこに住む人の心の原風景を映し出していくのだというのが、私のこれまでの活動で、そういう価値観を自分達のものとするということの流れで、この風景が出来てきたのだなと思っております。

なお、この場所については定期的に、双葉地区の方が当番でゴミ拾い・掃除をやっています。私はちょっと作谷沢の方で遠いので、1年に1回、クレオソート18リットル缶を、何とか都合をつけまして、防腐剤を1年に1回塗ってあげると、双葉地区の人は感動して、またゴミ拾いを始めると、そういうふうな事になっています。そういった住む人の心の風景こそが大事だと思っております、その辺のところを、こういったハード的なものを作って発信できたらいいかなというのが私の思いであります。

(齋藤会長)

ありがとうございました。対象もさることながら、守っていく人間のネットワークも大事だという

ことですね。そうしますと例えばですね、文言上ですけれども、主たる対象物は「山形市街地とそれをとりまく山々」としておけば、皆さんの思いとずれないと思うんですが、よろしいでしょうか。

それでは、「山形市街地とそれをとりまく山々」を主たる対象物として、すばらしい眺めを維持していくきっかけにさせていただければと思います。という事を含めて、他にご意見・ご質問等ございませんか。

(渡辺委員)

質問なんですけれども、スライドにありました「視点から眺める、主たる対象物の山形市街地は安定している」というような文言なんですけど、この「市街地は安定している」というのは、もう少し詳細に言うかどうかという意味になるのでしょうか。どういう点があって、安定していると捉えるのでしょうか。

(事務局)

資料の「眺望景観資産の指定の方針」を見ていただきたいのですが、「4 眺めの指定にあたっては、次に掲げる事項を考慮する。」とありまして、(4)に「主たる対象物の見え方が安定していること。ただし、季節及び天候による変化は含まない。」とありますので、山形市街地の全体としての見え方は大きくは変わらないということで、安定していると捉えております。

(渡辺委員)

はい、ありがとうございます。少し違和感を感じたのが、スライドの「景観把握モデルの図」にある言葉の定義です。こちらは「景観用語事典」を参考にしているという事ですが、この景観用語事典そのものはいいと思うのですが、このような山形県の景観審議会において、山形県景観条例の中で景観というものを考えていく時に、この定義をそのまま持ってくるのはどうなのかなと考えました。この図によると対象場というものが、主たる対象物より手前にありまして、主たる対象物と視点の間の所しか対象場にならないというふうに見えます。

例えば会長がおっしゃるように、「市街地とそれをとりまく山々」ということになりまして、この定義で言いますと、市街地の手前のところの富神山とかそういうものに限られると思うのですが、私は対象物を含む、もう少し広域的な対象場というように、この審議会では設定したらいかかかなと。そうしますと市街地の先の、蔵王連峰も含めた意味合いにも含有されると思います。もし市街地の先に、非常に景観を損ねるようなものがあれば、少し今回の審議のニュアンスは違ってくると思うんです。提案者がおっしゃってる中には、市街地だけではなくて、その先の、おそらく蔵王連峰も含めた形のご活動だと思しますので、そういった意味合いを含めるのであれば、もう少し対象場の定義を検討してもいいのかなというふうには率直には思いました。

(齋藤会長)

ごもっともだと思います。この「景観把握モデルの図」でも、対象場は、主たる対象物の前だけではなくて、その裏手も含んでおり、前後関係だけで決まっているわけではないのですが、この描き方だとそういう印象を与えます。ですから、渡辺委員がおっしゃったように対象場を広域的に考えていいのかなと思います。

他に何かございますか。

(石川委員)

先ほどのスライドに「眺望景観資産の指定の意味合いを県民にアピールする」とあったんですが、このアピールの仕方をどのようにするのか、考えておられたら教えてください。例えば、山形経済同友会でも「地域づくりのやまがた景観賞」というのをやっています、審査会を開いてマスコミに発表するという形をとっています。やはり県民に広く周知する必要があると思うんです。広く周知することで、その場所が大切に守られていくという事になると思うのですが。

(事務局)

まず県のホームページには必ず出したいと考えております。あとは、この場所は山形市ですので、山形市の方にこの場所を眺望景観資産として指定することに関して事前協議をしております。山形市

の方はよろしいということでした。その協議は、山形市と県が一緒になってこの地域をPRしていき、地域活性化にも結びつけていくと、そういう事を含んだ協議となっています。そういったことからホームページに加えて、「広報やまがた」や「県民のあゆみ」という山形市や県の広報誌でもPRしていいと考えております。その他にもいろいろとできるかぎりPRしていきたいと考えております。

(小山委員)

私は酒田市生まれなものですから山形市に住んだことがなくて、山形市の歴史にちょっと疎いところがあります。前回の審議会の説明の時に、10日も霧で見えなかったから富神山という名前が付いたとか、ここは戦国時代の戦いの跡であるとか、ここを見れば歴史が地理的にもわかるというのも重要なところではないかなと思うんです。ですので、本当に時間軸によってこの「ふれあい展望台」が出来たのではないかと思いますので、山形市の歴史がわかるような、ポイントとして載せていただければありがたいと思います。そこが富神山だというのも、私には全く分からなかったものだから、その場所に行って、そういった説明が見られるようなものがあればいいなと思っております。

それから時間軸と言ったのには、この事を子供たちに伝えていくということ、それも活動のひとつだということもお聞きしましたので、これはとても大事な事だなと思います。

(齋藤会長)

ホームページによるPRも当然ですが、現地に行った時に、歴史を読み解くようなヒントか何かがあればいいですね。

(事務局)

今のお話ありがとうございます。参考にさせていただきます。

(石川委員)

さっきのPRの仕方なんですけれども、資料4に「景観セミナー開催実績」とありますけれども、今回のこの事例もそうですが、「景観回廊」についても、出来上がった景観は「結果」でありまして、私はその結果を作る「プロセス」が非常に大事であろうと思っております。地域づくり活動そのものですね。どういう風にして、こういう結果が出てきたのかということ、セミナーのような形で地域づくり活動の一例として普及させたり、手法についての学習する機会として、合わせてPRしていただければと思います。

(事務局)

実はこの「狐一巡り街道」、市民と県・市、あるいは企業との協働という形で、いろんな知恵、お金もそうですけれども、材料とか、ワークショップから始まって作り上げた。これ、非常に良い形なんですね。しかも今、維持管理もやっていただいていると。そういう取組みを、例えば県の研修等ではすでに紹介しています。今、石川委員がおっしゃったとおり、そういう景観セミナーでも、今後機会があれば紹介していきたいと思います。

(齋藤会長)

指定についてよろしいかどうか、委員の皆さんの採決で決める事になっています。この眺望景観資産の指定について、今回提案されました「ふれあい展望台からの山形市街地とそれをとりまく山々の眺め」を眺望景観資産に指定する事について、ご異議のない方は挙手願います。

(挙手多数)

それでは異議なし多数ですので、審議会としては「異議なし」として答申します。

(齋藤会長)

次の案件に移ります。次は「景観法8条の規定に基づく山形県景観計画の変更について」です。景観計画を変更するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないことになっていますが、この案件は内容が変わるということではなくて、景観法の改正に伴って条項の整理をするということのようです。まずは事務局に説明をお願いして、その後、委員の方から質問を受けたいと思います。

(事務局)

「景観法 8 条の規定に基づく山形県景観計画の変更について」を説明(略)

(齋藤会長)

これは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」が制定されたことにより、「景観法」の一部が改正され、それに伴い「山形県景観計画」で引用している条項にずれが生じたため、必要な修正を行うということのようです。

「景観法」の改正内容については、これまでは「景観計画」において必ず定める必要があった「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針(基本方針)」が、努力義務化されたということです。この「方針を定める」というのが、地方自治体によっては大変重い課題となっていたため、景観行政団体になることを尻込みさせている原因になっていたのでは、といったことから改正された内容のようです。何かご質問等ありますでしょうか。

(相羽委員)

今の説明の「景観法」の改正内容によれば、「良好な景観の形成に関する方針」を定めなくても、景観行政団体になることができ、景観上の規制項目を定めることができるということですが、基本方針もなしに規制だけ出来るというのはよく分からないので、県としては市町村に対して、努力義務ではあるけれども、基本方針は大事ですよというようなことを指導していくべきではないかという意見です。

(齋藤会長)

運用上はどのようなでしょう。

(事務局)

県としても市町村に対して、いわゆる上からものを言うという立場ではなくなってきています。ただし、先ほどの説明にもあったとおり、市町村が景観行政団体になろうとする時に、知事の同意は不要になったのですが、協議は必要なわけですね。ですので、その協議の段階で何らかの県としての意思表示はしていくべきだと考えております。

(石川委員)

質問なんですが、景観行政団体となっている市町の場合は、「景観法」の改正に伴って、同じように条例等の改正が必要になるんでしょうか。

(事務局)

各市町の条例等で「景観法」の条項を引用している場合は、条項のずれによる改正が必要になると思われます。先日、市町村を対象とした、法律の改正に関する説明会を開催しておりまして、そういった点について確認をするようお願いをしました。

(齋藤会長)

「景観法」の一部改正により、景観計画において定めなければならなかった「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」が努力義務化されたということですが、基本方針を定めるかどうかについては、どこかの段階で県の担当者の確認は受けるわけですね。

(事務局)

市町村が景観行政団体になろうとする場合は、県との協議が必要になるわけですがけれども、その協議にあたり必要な提出書類について定めている要領がありまして、その中で「景観形成施策の方向性を示す資料」を提出して下さいという項目がありますので、その資料により基本方針に関する考え方を確認できるようになっています。

また、国の方から「景観法運用指針」というものが出ておりまして、その中でも、景観行政を総合的・計画的に進めるために、また、行政の透明性を確保する観点からは、基本方針の策定は必要であることが示されていますので、基本方針が無いままに景観行政を進めるということは、実際にはありえないと考えております。

(齋藤会長)

その辺りの基本方針に関する考え方については、県としても注意して確認していただければと思います。それでは「山形県景観計画の変更」に関しては、内容の変更ではなく、条項のずれに伴う修正ですので、異議なしということによろしいですね。

(委員からの異議なし)

それでは異議なしですので、審議会としては「異議なし」として答申します。

(齋藤会長)

また「景観法」の一部改正に伴い、「山形県景観審議会運営細則」も一部改正が必要になるようですので、これについても事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「山形県景観新議会運営細則の改正案について」説明(略)

(齋藤会長)

この運営細則の改正についても、内容の改正ではなく、引用している条項のずれに伴う修正だけということですので、ご了解ということによろしいですね。

(委員からの異議なし)

(齋藤会長)

それでは、次からは報告事項になります。景観行政の進捗状況に関する報告ということで、1件目「景観回廊の取組について」、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

「景観回廊の取組について」 庄内景観回廊と置賜景観回廊に関する取組みを紹介(略)

(齋藤会長)

ただいまの報告事項について、ご質問等ございませんか。

(委員からの質問等なし)

(齋藤会長)

それでは報告事項の2件目「景観セミナーの開催状況について」、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

「景観セミナーの開催状況について」 今年度2回開催したセミナーの概要を紹介(略)

(齋藤会長)

ありがとうございました。ただいまの報告事項について、ご質問等ございませんか。

(岩鼻委員)

景観セミナーの目的のひとつに、景観行政団体への移行を誘導・支援するとありましたが、県内の景観行政団体の広がりはどうのような状況なのでしょう。

(事務局)

景観行政団体については、昨年度、県内で5番目という事で「米沢市」が景観行政団体になりましたが、その後、現時点では具体的な動きはまだございません。ただ、こういったセミナー等を通じまして、市町村には働きかけをしているという状況でございます。

(齋藤会長)

その他、何かございませんか。

(小山委員)

平成24年度も景観セミナーは2回くらいの開催になるのでしょうか。事前に開催時期を教えてください、私達も影で応援するということが出来ないのでしょうか。

(事務局)

平成24年度も2回の開催を予定しております。具体的な日時等につきましては、これから詰めさせていただきますけれども、先ほどの報告にもありましたが、委員の先生方にもいろんな場面でご活躍いただく事があるかもしれませんので、出来るだけ早く、企画の段階でご相談したいと思っております。その時はよろしく申し上げます。

(齋藤会長)

その他、無いようでしたら、今後の景観行政の進め方などについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは今後の景観行政の進め方という事でございますけれども、この審議会の皆様に今後いろいろご議論いただく事、大きくは三つほどあろうかと考えております。

ひとつ目は「景観形成基準の運用の見直し」についてです。これについては昨年から審査部会の皆様に、現地調査なり、ご議論をいただいているところでございますけれども、来年度も引き続き進めて参りたいというふうに考えております。

ふたつ目ですが、実は今、県内のいわゆる「景観資源」の調査をしておりまして、それを今後整理しまして、具体的な「景観重要建造物」ですとか「景観重要樹木」等の指定に繋げていきたいというふうに考えているところでございます。それから、県の景観条例上規定はありますが、まだ実際には使っていないツールとして「景観形成重点地域」というものがございまして、その辺の指定についても、今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

三つ目といたしまして、これまでもこの景観審議会の中でも、屋外広告物について様々なご意見をいただいていたわけですが、屋外広告物につきましては法令が別個にございまして、また、審議会も別個にあるという事で、なかなか相互交流と言いますか、連携のとれた取組みに、今までなってきた部分もあるのではないかとという事で、先ほど申し上げました景観行政上のツールの指定等と合わせて、それらとリンクさせるような屋外広告物の規制のあり方についても検討していきたいと考えております。今後また皆様方からのご指導をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(齋藤会長)

審査部会の方々は、今後ますます忙しくなりそうですのでよろしく申し上げます。

それでは進行を事務局へおかせしします。

(事務局)

長時間のご審議、まことにありがとうございました。ここで、最後になりますが、本審議会の前会長の中村良夫先生から、景観審議会の委員の皆様あてに、昨日メッセージをいただいておりますので、ご紹介したいと思います。中村先生は、山形県県土景観ガイドプラン作成の懇談会会長時代から、これまで20年以上の長い間、山形の景観づくりに関して大変お世話になりました。それではメッセージを読ませていただきます。

『 山形県景観審議会委員のみなさま

平成24年3月1日 中村良夫

わたくしは平成5年頃から県土景観ガイドプラン作成の懇談会会長として、その後は景観審議会初代会長まで、ほぼ20年にわたって断続的に本県の景観行政にかかわってまいりました。この楽しい月日を光栄に存じますとともに、美しい山河こそ日本文化のもっとも基層的の古典であるという認識をあらたにいたしました。そのような優れた景観に背をむけてしまった現代日本のありかたに痛切な反省の情をもちつつ、願わくは山形県民におかれましては、

故郷の秀麗な山河を美の標準として生を紡いできた先祖の志しをつぎながら、二十一世紀の都市の姿を想って頂きたいとおもいます。

さらにまた山形県と親しんだながい年月のなかでつくづく思いますに、景観は客観的な現象ではなくそこに暮らす人びとの感性や生活とともにたち現れるということです。けっして、それは住民と独立に存在する価値ではありません。生活者と不思議な縁で結ばれている景観は、故郷への思いの強さにおうじて確かな姿を現してくるでしょう。景観にかんする行政ははばひろく全国の専門家の見識に耳をかたむけながらも、そこを故郷とこころえる県民のかたがたと心をひとつにしてお進めになりますように。

このたび、新体制のもとでスタートした審議会のご活躍を遠くから祝福いたしますとともに皆様のご健勝をこころよりお祈りいたしまして、私の退任の挨拶といたします。

以上 』

以上です。中村先生には本当に感謝申し上げます。今後も別の形で引き続きご指導いただきたいと考えております。

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

平成 24 年 3 月 2 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員